



長野県報

6月3日(月)
令和6年
(2024年)
第513号

目次

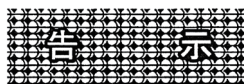
告示

保安林の指定施業要件の変更予定(森林づくり推進課)..... 1

公告

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)..... 2

開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)..... 2



長野県告示第301号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和6年6月3日

長野県知事 阿部 守一

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上田市(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的
干害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(イ) 主伐は、択伐による。
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上田市(次の図に示す部分に限る。)
 - (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(イ) 主伐は、択伐による。
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課